

秘密保持誓約書

「KYOTO オープンイノベーションカンファレンス」

私（以下、「甲」という。）は、公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「乙」という。）が2025年12月4日に開催する「KYOTO オープンイノベーションカンファレンス（以下、「本カンファレンス」という。）」において、ライオン株式会社（以降、「丙」という。）のプレゼンテーションで知り得た丙が求める商品開発等のニーズ（以下、「本ニーズ」という。）を含む情報のうち、「秘」「Confidential」等の表示で秘密である旨を明示した情報を秘密情報として取り扱い、以下の1～5の事項を遵守することを乙および丙に対し誓約し、本誓約書の末尾に署名いたします。

1. 甲は、本カンファレンスの後日に開催される個別提案へのエントリーに関する検討、および本ニーズに対応した提案資料の作成等の個別提案の準備（以下、「本検討等」という。）をするためにのみ秘密情報を使用するものとします。なお、丙から開示された情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、秘密情報から除外されるものとします。
 - (1) 情報の開示を受けた際に、甲又は甲企業等が既に所有していたことを証明できる場合
 - (2) 情報の開示を受けた際に、既に公知の場合
 - (3) 情報の開示を受けた後に、甲又は甲企業等の責めによらないで公知となった場合
 - (4) 情報の開示を受けた後に、甲又は甲企業等が第三者から秘密保持の義務を課せられることなく適法に取得したことが証明できる場合
2. 甲は、丙の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を自己が所属する企業・団体（以下、「甲企業等」という。）の役員又は従業員（以下、「従業員等」という。）以外の第三者に開示、漏洩しません。なお、従業員等を開示する場合は、本検討等のために必要な最小限の範囲に留めるとともに、当該従業員等に守秘義務を課すものとします。
3. 本カンファレンスの終了後、個別提案にエントリーしない場合は、秘密情報を含む資料等を速やかに廃棄又は返却し、個別提案にエントリーする場合は、本検討等の終了後、秘密情報を含む資料等を乙又は丙の指示に基づき廃棄、返却等の処理をするものとします。
4. 本カンファレンスの後日、個別提案等を実施し、甲企業等と丙との間で更なる検討を進める場合は、必要に応じ、甲企業等と丙との間で別途契約を締結するものとします。
5. 本誓約書の有効期間は2025年12月4日から3年間とします。

2025年 月 日

私（甲）は以下の通り。

企業名・団体名： _____

住 所（所在地）： _____

部 署： _____

役 職： _____

署 名： _____